平成２２年（フ）第１９４７号
札幌市西区発寒２条１丁目３番16―302号
債務者　畠山　正樹
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２００１号
札幌市東区北30条東９丁目２番13―405号
債務者　菊地麻衣子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０４７号
札幌市白石区中央３条６丁目３番12―102号
債務者　佐藤　純惠
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１１８号
札幌市北区北36条西７丁目２番３―107号
債務者　石崎真由美
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１８２号
札幌市豊平区平岸４条８丁目１番１―207号
債務者　山城　里奈
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１９８号
札幌市清田区真栄１条２丁目１番６―401号
債務者　成田　修一
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２０３号
札幌市西区西町南９丁目１番５号　コーポ実
債務者　中西　順子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８号
北海道檜山郡江差町字茂尻町234番地の１
債務者　金谷　京子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第２６５号
秋田県湯沢市成沢字内森合山30番地10　セントラルハイツ森合山101、申立時の住所岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字笹森146番地　コーポクボタ101号
債務者　工藤　勝昭
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３２４号
盛岡市南青山町10番４号、旧住所東京都大田区蒲田５丁目５番７―901号
債務者　竹駒　理臣
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４０５号
盛岡市本町通３丁目18番33―202号
債務者　柏田千枝子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４２２号
岩手県奥州市胆沢区若柳字前田63番地
債務者　小野寺政樹
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４３８号
岩手県久慈市山根町端神第３地割24番地１
債務者　障子上孝子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４３９号
岩手県久慈市山根町端神第３地割24番地１
債務者　障子上裕也
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４５８号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第５地割20番地５　コンフォールＡ棟
債務者　宮崎三枝子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１８７号
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜1848番地１
債務者　岩瀬　浩美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２８２号
埼玉県熊谷市宮本町17―１　トワエモア５―Ａ、住民票上の住所埼玉県行田市大字持田2145番地３
債務者　加藤　　忍
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部